

令和5年度 第1回郡上市特別職報酬等審議会議事録

- 【開催日時】 令和5年10月25日（水）  
午前10時～午前11時4分（1時間4分）
- 【開催場所】 郡上市役所本庁舎 4階大会議室
- 【出席者】 委員：池田喜八郎、小林与志夫、木嶋勘逸、宮田貴資、山下優子、  
岩尾慧子、上村ひとみ、佐藤飛鳥（8人）  
市側：青木副市長  
河合市長公室長、竹下人事課長、土松人事課課長補佐
- 【欠席者】 委員：蒲昌範、山下久義
- 

1. 開会（人事課長）

2. 会長あいさつ

おはようございます。10月の初めには半袖でいた気がしますが、ここにきてめっきり秋というか冬のようで、秋が短い時代となっております。そんな中、今日は令和5年度第1回郡上市特別職報酬等審議会を開催しましたところ、委員の皆様にはそれぞれご多用の中ご出席を賜りありがとうございます。10月1日より最低賃金も引き上げとなっており、人事院勧告も出ておりますので、それを踏まえ、この後の市長からの諮問に対し慎重に審議していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

3. 委嘱書交付

（副市長が交代した委員に直接辞令書を手渡した。）

4. 職務代理指定

会長の職務代理の退任に伴い、郡上市特別職報酬等審議会条例第4条第3項の規定により、新たに小林委員を職務代理に指定

5. 副市長あいさつ

おはようございます。それぞれ本当にお忙しいところご出席をいただき誠にありがとうございます。

急に寒くなり、先ほど会長からもお話がありましたが、年々、春と秋が短くなっていくような、特に今年の秋は一層短い、そんな感じを持っております。

この審議会につきましては、資料1に示されておりますように、設置の目的が、市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、郡上市特別職報酬等審議会を置くことありまして、内容は第2条に、市長は議会の議員報酬の額及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等について、審議会の意見を聞くものとするがあります。

委員の皆様方には、それぞれ市民の立場であったり、或いは事業者の立場であったり、或いは自治会等それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

## 6. 諮問

(副市長が会長の前に出て諮問書を読み上げ手渡した。また、他の委員には写しを配布。)

### ○ 諮問事項

令和5年度における市議会議員及び常勤の特別職職員（市長・副市長・教育長）の期末手当の支給月数を0.10月分引き上げること。

(副市長退席)

## 7. 審議事項等

会長	郡上市特別職職員の報酬等についての説明を求める。 なお、当審議会については、市民の傍聴を可としており、議事録は市のホームページで公開するので、ご承知おき願う。
事務局	(資料により説明)
会長	委員から意見を伺い、総合的にまとめていきたいと考えているので、審議をお願いしたい。
委員	期末手当を4.4月にするということで、一般職の4.5月に比べ控えていると見えるが、一般職の場合は、給与月額そのものの4.5月になるのに対し、議員、特別職については、給料月額を15%加算して、その額の4.4月となると思う。その表記の仕方は誤解を与えるのではないか。
会長	15%加算の根拠は何か。
人事課長	資料に県内21市の期末手当の月数、加算割合を表にして示しているが、どの市も20%又は15%を加算しており、郡上市は15%を加算している。

これは各市の考え方があってと思うが、郡上市では、係長から部長については、役職加算として5%から15%を加算しており、部長の15%に準じて15%を加算している。

委員 加算割合に異議があるわけではなく、4.4月と表記してあるが、15%加算すると5.06月となる。そこを誤解のないように表現をお願いしたい。

委員 昨今の物価の上昇を含めて、0.1月のプラス改定ということについてはやむを得ないという判断を私はしている。

1点質問で、民間企業従業員の給与水準と均衡させるためとの説明であったが、おそらく全国平均での話だと思う。

郡上市としての民間給与の実態についての調査データはあるのか。

人事課長 国においては人事院。都道府県、政令指定都市には人事委員会を置き、それぞれ調査している。

一方、郡上市のような小規模自治体では人事委員会を置く力がないため、独自調査は行っていない。

岐阜県の調査では、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の890事業所のうちから無作為に抽出した173事業所の調査をしており、そのうち市内の企業も何社かは含まれていると思われる。

委員 給料について、特例減額をしているのが、県内では郡上市だけとなっており、特別職の方々は大変だと思う。

会長 現在、市長の方針に同調し、副市長、教育長も減額措置している。市長在任中の措置ということであるが、退任された時はその措置も終了するのか。

人事課長 条例の附則で、期間を在任期間中の特例としている。

委員 0.1月上げることに異論はない。

意見であるが、県内他市の状況を見ると、給料月額について低い水準にあると思う。なり手のことを考えると財政的な課題もあるが、もう少し上げてもいいのではないかと思う。

委員 4年間を評価して上げてもいいのではないか。

他の委員からもあり、以前の質問でもあったが、郡上市内の企業の給

与に関する資料があるといいと思う。

人事課長 民間企業との比較については、同様の組織規模、役職区分での比較が必要となる。郡上市内にはそうした企業が少ないため、国の調査に準拠している。

委員 特別職の方は、自発的に給料を減額されており、ありがたいことだと思う。

私は、0.1月上げてもいいと思う。

委員 郡上市の財政は厳しい中にあると思う。その中、特別職の方々は、自発的に給料を減額されている。

また、子育て支援という点では医療費の無料化などが頑張ってやっていると思う。

これからの郡上市の発展を考えてもらいたいという意味で、0.1月上げてもいいのではないかな。

委員 自身、子育ても真っ最中であり、子育ては本当に大変である。そんな中、昨年、市長とのふれあい座談会で、郡上市のアプリに子育てのアイコンがないことに対し意見をさせていただきました。

私は、数年はかかると思っていたが、3か月後にはアイコンができていて、スピード感を持って対応してもらえたことに驚いた。そうしたスピード感を持った対応をしてもらえると母親としてエネルギーが湧く。

是非、上げていただきたいと思う。

会長 すべての委員から意見を伺ったが、今回の諮問、期末手当0.1月分を上げることは概ね妥当という意見であった。

議会議員と特別職の期末手当については、諮問のとおりとしてよろしいですか。

委員 (「はい」の声)

人事課長 ありがとうございます。

審議会の内容をまとめた答申書を、後日、会長から市長へ手渡させていただきます。

答申書案を作成するので、お時間をいただきたい。

会長 それでは、答申書案の作成が終わるまで暫時休憩とする。

人事課長

《答申書（案）を委員に配布》  
（答申書を朗読）

議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の支給割合については、人事院勧告による一般職職員の例に準じて0.10月分引き上げ、年間支給割合を4.30月から4.40月とすることは妥当なものと認める。

（審議要旨）

今回諮問を受けた内容は、令和5年人事院勧告に基づく一般職職員の例に準じて行おうとするものであり、これまでも人事院勧告を尊重し、議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当支給割合を改定してきた経緯があることから、諮問のとおり行うことが妥当であるとする結論に至った。

会長

事務局から答申書（案）を朗読していただいたが、この答申書の内容でよろしいか。

委員

（「異議なし」の声あり）

会長

それでは了承をいただいたので、10月31日に私から市長に答申書を渡したいと思う。円滑な議事進行にご協力いただき感謝申し上げます。

## 8. その他

なし

## 9. 閉会（河合市長公室長）